

1. 件名：「美浜発電所第3号機、高浜発電所第1、2、3、4号機及び大飯発電所第3、4号機の設計及び工事計画（変更）認可申請並びに美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策）に関する面談」
2. 日時：令和5年4月13日（木） 13時15分～13時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官
原子力規制企画課 火災対策室
齋藤火災対策室長、星野室長補佐

関西電力株式会社：
原子力事業本部 原子力保全担当部長 他15名（15名のうち6名はTV会議システムにより出席）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから、
0:00:05	本日の午前中にありますと、関西電力の系統分離対策に係る施行に本規定申請の審査会合、
0:00:13	での議論を踏まえて、審査会合の中での確認指摘事項、
0:00:18	ていうものが共通認識が取れてるかどうかという確認を、面談の場でさせていただきたいと思います。
0:00:26	そうしましたら関西電力の方から、どういうふうを受けとめてるかっていうところをまず説明してもらってよろしいですかね。
0:00:57	はいそれをお願いします。
0:04:01	はい。規制庁西内です。
0:04:05	そうですね。
0:04:07	一番最後に渡部管理官からも申し上げてるとは思いますけども、
0:04:13	今日主に私がそういう進め方をさせていただいたと思いますけど、
0:04:17	やっぱり今回の防護た系統分離対策っていうものが、
0:04:22	火災防護対象を、に対策を講じるものではなくて、いわゆる火災元側を措置しにいくっていうのが基本的な考え方になっていると理解をされていて、
0:04:32	なのでできればですね、まずその通りに整理をしっかりとそういう構成でしっかり説明をするっていうところをまずしっかり、
0:04:41	抱えて欲しいなあと。
0:04:44	で、その構成を説明する上で、多分今のあれなんですねページ番号順に並べると多分順番が行ったり来たりするんですよ。
0:04:52	というところで、
0:04:55	ちょっと漏れがないかだけですけど。
0:04:59	小松。
0:05:02	対象はちゃんと明確化せいでのが一つ目の矢羽根である。
0:05:06	一番最初の話で
0:05:08	て、
0:05:14	防護対象ケーブル同士の火災っていうところの隔壁は、二つ目の矢羽根ですよそれがちゃんと隔壁があることを説明すること等と、
0:05:30	自己消火のいわゆる感知消火角同等性っていう意味では自己消火の話は、
0:05:36	三つ下ですか。難燃非難燃ケーブルでの対応の違い等を含めて、
0:05:44	説明する古藤っていうところですよ。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:51	ここは、会合でもそういったコメント指摘をして整理して回答する旨の回答があったものと認識してますと。
0:06:01	で、次に、防護対象以外の固定化再現っていう意味合いでいうと、
0:06:09	まず対象を精査するっていうのが三つ目の矢羽根ですよ。
0:06:17	ここはサイトウからも明確にコメントをしてますけど、根拠の部分についてはJACそのままではなくて、しっかりその背景っていうところも含めてコメント説明をすることと、
0:06:31	という話がまずスタートとしてあったと思います。
0:06:38	で、
0:06:40	固定化再現の、
0:06:43	今度隔壁の話でいうと、
0:06:47	それが次の矢羽根四つ目の矢羽根ですか。
0:06:51	具体的な耐火処置方法について、
0:06:56	記載を充実すること。
0:06:58	また行くか処置方法というところと何か、どの部分を指すかわからないので隔壁の施工方法なんですかね。
0:07:06	隔壁としてどういうふうに工事を達成しようとしているのかっていうところを、
0:07:12	しっかり全体コメントにも関連しますけど、実際の区域区画に適用するにあたってしっかり整理して説明をしてくださいっていうところですよ。
0:07:24	各平均ところでちょっと話をした周囲 6 メーターの考え方は今日会合の中で明確に今いわゆる円柱的な意味合い。
0:07:35	ていうことは明確にいただいたと思うので、今後随所で明確に言葉が反映されるのかなと思いますけども、
0:07:43	あと一固定化菜園の感知消火の話が、
0:07:50	口、
0:07:51	六つ目の矢羽根ですかね。
0:07:54	蓋をするケーブルトレイの感知自動消火設備の成立性について説明することと。
0:08:01	会合の中では 6 メーター範囲外のところから感知消火が可能っていう回答だったと思うので、それをしっかり基本設計法として明確にしようのと、
0:08:12	基本設計というか基本設計、
0:08:15	基本設計の条件みたいな意味合いなんですかね、系統分離対策をするための、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:20	そういったところを明確にさせていただくと、
0:08:24	あとは、これも同じですよ、実際の火災区域区画でちゃんと適用できるのかってそういう話を説明いただく。
0:08:31	ということですよねと。
0:08:33	ここまでが固定化再現の話で、
0:08:38	持ち込み可燃物については、
0:08:43	多分矢羽根に入ってなかったと思いますけどこれも対象を明確化っていう話があったと思いますとまず、
0:08:53	ページ番号で言うと多分7ページ目にはなるんですけど、種類の持ち込み可燃物としての対象を明確化すると。
0:09:00	いう話があったと思いますと。
0:09:03	で、その上で、
0:09:08	次のヤマダで書いてるのは一番最後の話ですね。はい。6メートル範囲外の下話はどういう位置付けなんですかってのを説明してくださいと。
0:09:17	その次に書いている。
0:09:20	持ち込み可燃物の運用について、
0:09:23	実現性を含めた具体的な運用について記載を説明、充実することと、まあ、そうですねはい。今日説明あった中だと、
0:09:32	その区画単位で、
0:09:35	やりやるとか、もしくは線を引いて明示化するとかっていう話もありましたけど、そういった具体的な管理方法というところを、
0:09:44	実際の区域区画の状況を含めて、しっかり説明をしてくださいというところを、
0:09:51	で、
0:09:52	一番最後の矢羽根ですね次の保安規定の場合の記載を充実すること。これは私も言いましたし最後杉山委員からも、
0:10:02	お話あったと思いますけど、
0:10:04	しっかり許可工認でやるって言うことは基本的には保安規定にしっかり書くっていうことが基本だと思っていて、
0:10:10	現行保安規定では読めないっていう認識明確に会合の場でもお伝えをしたと思いますので、
0:10:15	しっかり検討いただいてというところなのかなと思ってます。
0:10:21	あと全体の話ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:23	冒頭申し上げた火災元の種類ごとに分類化してしっかり同等性を説明 ってところはちょっと全体の中にもしっかり入れといていただければ いいかなと思います。
0:10:36	で、
0:10:41	そういう意味でいうとあれですね
0:10:43	ワタナベ化学は最後にまとめてもらいましたけど、
0:10:47	要は、今回の話は、今現状の基本設計方針だとも読めないと、日本語 上読めないと思っているので、しっかり基本設計方針を修正して、再度 説明いただく。今回の今日の議論を踏まえてですね、
0:11:00	ということは必要なのかなと思いますので、全体のところが、大きく多分 二つ、大きく二つなのかなと全体の部分は、
0:11:08	しっかり基本設計方針というものを修正をして再度説明をいただく。
0:11:13	あわせて、その基本設計方針の実際の区域区画への適用性
0:11:19	というところについて説明をいただくというのが大きな、多分二つの話な のかなと。
0:11:24	それにあたって火災の種別ごとにとか、
0:11:27	あとは齋藤室長の方から申し上げた主語を明確にっていうところをしっ かり意識していただくってそういうことなのかなと理解をしています。
0:11:34	はい。
0:11:35	あとは個別のお話としては、A系B系の話ですね。はい。が多分、センス として抜けてるのかなっていう気がしますので、A系B系どぼをするかっ ていうその考え方の話はしっかり今後、
0:11:47	明文化して説明をいただくというそういうところかなと思っています。
0:11:53	江藤渡のう認識は以上ですけど、何か認識にそごありますか関西電力 アガワ令和。
0:12:01	完全コモリですけども。
0:12:04	一つ目の矢じりに含まれてるのかもしれませんが冒頭、火災防護機 器等、
0:12:13	ケーブル火災防護ケーブルというふうに明記すると3 ページ目の記載 の修正の話があったと思うので、
0:12:22	1 ページ目の打つかもかもしれませんがちょっとそれわかるように、
0:12:26	残しといてください。
0:12:32	ていうの。
0:12:33	承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:35	それ等ちょっと言葉じりの話かもしれんけど二つ目の矢じりで1時間耐火隔壁との同等性というよりも、
0:12:45	何か電線買うん電線管の隔壁に関して、どう考えてるのか説明することという、
0:12:55	ニュアンスだったかと思しますので、その結果、そういうふうな説明なのかもしれませんけどコメントとしてはそういう趣旨かなと。
0:13:03	いうふうに思いましたということ。
0:13:08	そうですね。はい。私からは以上ですけど、多田さん。
0:13:14	はい。以上です。
0:13:17	はい。
0:13:19	の共通認識は取れてるかなと思しますので、
0:13:24	この点について、まあさ、最後にちょっと話しましたが、今後の確認の進め方、まず事務局ヒアリングの進め方として、
0:13:35	大きく二つ、基本設計方針っていうものを今日の会合でのやりとりっていうのを踏まえて、基本設計方針というのはどういうふうに理解をすればいいのかっていうのをしっかり説明いただく。
0:13:46	我々としての事実確認をさせていただくっていうのがまず一つ。
0:13:49	で、その基本設計方針っていうものを実際の区域区画に適用したときにどうなるのか、ちゃんと適用性があるのか。
0:13:57	という二つの文章
0:13:59	立てみたいイメージで多分確認議論っていうものを進めさせていただくのかなと思ってます。
0:14:06	衛藤最後に渡邊管理官の方からも、まずはヒアリングで話だったと思いますけど、基本的にいわゆる実際の区域区画への適用っていう話になると、やっぱり数もそれなりに多いですので、
0:14:20	そういったところすべて審査会合っていうわけではなくて、基本的にはそのすべての状況っていうのをまず事実確認我々しっかりさせていただいて、
0:14:29	類型化。
0:14:30	そうしたもの。
0:14:31	あとは代表的な説明っていうのをしっかりし、審査会合の場で、実際の適用性というところを説明いただくってそういうことなのかなと思ってます。
0:14:41	というところで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:44	まずは、大枠の二つの柱のイメージで今後のヒアリングを進めその多くの二つの柱の中で、個別の指摘事項コメントっていうところを踏まえてしっかり確認をしていきたいなと思ってますが、
0:15:00	何か認識にそごありますかよろしいですか。
0:15:06	はい。
0:15:07	そうしましたらその点を踏まえてまず、資料を修正昨日いただいたものを提出いただいて次のヒアリングというところですけども、
0:15:16	今日審査会合の中でも優先的な、審査を希望されるって話もありましたけども、来週くらいにまたヒアリングでそういうイメージですかね。
0:15:26	関西電力梅津はいよろしくお願ひします。来週ぜひお願ひします。
0:15:32	はい。規制庁西内です承知しますと、能城。できましたらまた事務局を通じてまたご提出ください。
0:15:40	はい。
0:15:40	衛藤全体としてですけど、規制庁は何かありますか。よろしいですか。
0:15:45	はい。関西電力はもうよろしいですか。はい。
0:15:48	冒頭奥からお話ありましたが効率的に審査本件進めていければいいかなと思ってますので、引き続きよろしくお願ひします。はい。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。